

7月15日（火）閣議後会見

近年、欧米諸国などで濫用が問題となっている合成麻薬のフェンタニルに対する取組等について、報告します。

フェンタニルは、麻薬及び向精神薬取締法の免許・許可制のもとで、輸出入、製造、所持、使用等を厳格に規制しています。また、その原料を取り扱う業務も届出制とした上で、事業者には輸出入の都度届け出を義務付け、不正流通の防止に取り組んでいます。

先月30日には、麻薬取締部等に対し、事業者によるフェンタニルの原料の適切な取扱いを改めて徹底するよう通知したところです。

このような厳格な規制の下、昨年までの6年間に税関でフェンタニルの密輸が摘発された実績はなく、国内の摘発状況からみて、現時点では、欧米諸国のような濫用拡大の実態はないと認識しています。

一連の報道があることは承知していますが、フェンタニルを含む麻薬の取締りは、米国を含む各国の取締機関と、麻薬取締部等の日本の関係機関は、以前から緊密に連携しており、引き続き、密輸等の不正な取引を阻止すべく、取締りを徹底してまいりたいと思います。